令和3年9月10日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

産業労働常任委員会資料

(令和3年9月10日付託分)

産 業 労 働 局

令和3年度9月補正予算(その2)

I 令和3年度9月補正予算(その2)総括表【産業労働局関係】	1
--------------------------------	---

- Ⅱ 令和3年度9月補正予算(その2)の内容【産業労働局関係】 ……2
 - (注) 数字は、表示単位未満切り捨てのため合計と符合しないことがある。

I 令和3年度9月補正予算(その2)総括表【産業労働局関係】

(一般会計) ______ (単位:千円)

内 訳	今和り左座	令和3年度		補正予算額の財源内訳			(単位:千円)	
	令和3年度 現計予算額	(70)2)	計 A+B	特 定 財 源			説明	
科目	A	予算 B	$H \cdot D$	国庫 支出金	県 債	その他	一般財源	
款) 労働費	7, 889, 419	0	7, 889, 419	_	_	_	_	
(項)労政費	4, 742, 690	_	4, 742, 690	_	_	_	_	
(項)職業訓練費	2, 537, 974	_	2, 537, 974	_	_	_	_	
(項)雇用対策費	339, 930	_	339, 930	_	_	_	_	
(項)労働委員会費	268, 825	_	268, 825	_	_	_	_	
(款)商工費	451, 625, 456	43, 417, 352	495, 042, 808	42, 946, 739	_	_	470, 613	
(項)商工総務費	425, 429, 760	43, 417, 352	468, 847, 112	42, 946, 739	_	_	470, 613	感染症拡大防止協力金 事業費
(項)工業費	5, 357, 450	_	5, 357, 450	_		_	_	
(項)商工金融費	20, 838, 246	_	20, 838, 246	_		_	_	
小計	459, 514, 875	43, 417, 352	502, 932, 227	42, 946, 739	_	_	470, 613	
 使途を指定しない収入	_	_	_	_	_	_	_	
産業労働局 ・労働委員会計	459, 514, 875	43, 417, 352	502, 932, 227	42, 946, 739	_	_	470, 613	
(特別会計)								
中小企業資金会計	2, 833, 879	_	2, 833, 879	_	_	_	_	
(一般会計+集	等別会計)		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
産業労働局 ・労働委員会合計	462, 348, 754	43, 417, 352	505, 766, 106					

- Ⅱ 令和3年度9月補正予算(その2)の内容【産業労働局関係】
- 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(飲食店等向け・第14弾延長分/大規模施設等に対する協力金・第5弾 延長分)

8款 商工費 1項 商工総務費

感染症拡大防止協力金事業費

(1) 目的

令和3年9月30日までの緊急事態宣言の延長に伴う、県からの休業要請や営業時間の短縮要請に協力していただいた飲食店等及び大規模施設等を支援する。

(2) 内容

ア 飲食店等

県からの要請に協力し、休業する酒類又はカラオケ設備を提供する 飲食店等、及び5時から20時までの時間短縮営業を行う酒類及びカラ オケ設備を提供しない飲食店等に、売上高等に応じた協力金を交付す る。

イ 大規模施設等

県からの要請に協力し、5時から20時まで又は5時から21時までの時間短縮営業を行う大規模施設等に、事業規模に応じた協力金を交付する。

また、県からの要請に協力し、休業する飲食業の許可を受けていないカラオケ店に、協力金を交付する。

(3) 予算額 43,417,352千円

https://www.pref.kanagawa.jp/

緊急事態宣言発出に係る 県の対応について

(宣言再延長等を踏まえた対応)

(第43回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料より)

Kanagawa Prefectural Government

緊急事態宣言措置の考え方

宣言発出時の状況

- 本県は、神奈川版緊急事態宣言を発出し、東京都の緊急事態措置と同等の措置を 講じてきた。
- そうした中、感染者が激増し、医療崩壊目前の状況になっている。
- この状況を乗り越えるため、本県を含む3県への緊急事態宣言を機に、より強い メッセージを発信し、徹底的に人流の抑制を図り、感染拡大を抑える必要がある。

特措法に基づく緊急事態宣言発出

県内全域を対象

酒類(持込み含む)又はカラオケ設備を提供する飲食店等、カラオケ店には、休業を要請 (現在、酒類・カラオケ設備の提供停止している店舗は、引き続き営業時間の短縮要請) 特措法第45条第1項、第2項に基づく、人流抑制の徹底

宣言期間は、8月2日から9月30日まで。

宣言後の感染激増を踏まえた対応強化

- デルタ株への危機感の共有(呼びかけ強化 混雑した場所への 外出の5割減)
- 医療提供体制の充実・強化(病床確保、宿泊療養施設の確保、 緊急時の対応強化)
- 〇 路上飲み対策強化
- 事業者へのテレワークの徹底
- 〇 海水浴場の閉鎖の働きかけ【済】
- 国への働きかけ
- 〇 大規模商業施設への入場制限(通常営業の5割を目安)を要請
- 〇 子どもコロナ対策の強化

Kanagawa Prefectural Government

県民への要請

特措法第45条第1項等に基づく要請

- 生活に必要な場合を除く外出自粛の要請
 - ■※生活に必要な場合の例
 - | 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、
 - 屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの
 - 特に20時以降の外出自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や 普段行動をともにしている仲間と少人数で
 - デルタ株への危機感を共有し、リスクある行動を回避 → 「人混みは危険」※混雑した場所への外出の5割減
- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛の協力要請
- 路上での飲酒(いわゆる路上飲み)やホームパーティー等をしない
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、M・A・S・Kを含む基本的感染防止対策等の徹底
- 感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底

事業者への要請(飲食店等)

- ○酒類(持込み含む)又はカラオケ設備を提供する飲食店等、カラオケ店には、休業を要請(法第45条第2項) (現在、酒類・カラオケ設備の提供停止している店舗は、引き続き営業時間の短縮要請)
- 酒類(持込み含む)又はカラオケ設備を提供しない飲食店等には、 営業時間の短縮 (5時から20時まで)を要請(法第45条第2項)
- ○まん延防止等の措置(法第45条第2項)
- 従業員に対する検査を受けることの勧奨
- 入場者の感染防止のための整理及び誘導
- 発熱、その他の症状のある者の入場の禁止
- 手指の消毒設備の設置
- 事業所の消毒
- 入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない 者の入場の禁止
- ・ 施設の換気
- アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保
- 飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染 防止に効果のある措置

○必要に応じて以下の措置を講じる。

- 要請に応じない事業者への命令(法第45条第3項)
- ・ 要請・命令時の公表(法第45条第5項)
- ・ 命令のための立入検査等(法第72条)
- ・ 命令違反等に対する過料(法第79条、80条)

○全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)

Kanagawa Prefectural Government

大規模集客施設への要請

施設区分	措置内容				
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	人数上限5000人かつ収容率要件50%以内				
集会場、公会堂 など	床面積の合計が1000平米超: (法第24条9項) 5時から21時※までの営業時間短縮要請				
展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	床面積の合計が1000平米以下:				
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	5時から21時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催以外の場合は20時まで				
 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、	人数上限5000人かつ収容率要件50%以内				
ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、 陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、	床面積の合計が1000平米超: (法第24条9項) 5時から20時※までの営業時間短縮要請				
スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、など	床面積の合計が1000平米以下:				
博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	5時から20時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催の場合は、21時まで				
マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項)				
│ 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、 │ 勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	5時から20時までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下:				
スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業など	5時から20時までの営業時間短縮働きかけ				
	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請※				
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ※				
Kanagawa Prefectural Government	※生活必需物資を除く				

事業者への要請(飲食店等以外の施設) ①

施設区分	措置内容
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンドなど	感染防止対策の徹底等
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、 介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔 授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請
	施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
図書館	入場整理の働きかけ
ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	-施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする

Kanagawa Prefectural Government

事業者への要請(飲食店等以外の施設)②

- 法施行令第12条に規定される以下の措置の実施を要請(法第45条第2項)
 - ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
 - 入場者の感染防止のための整理及び誘導
 - 発熱、その他の症状のある者、感染防止措置を講じない者の入場の禁止
 - 手指の消毒設備の設置
 - 事業所の消毒
 - 施設の換気
 - ・アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置や利用者の適切な距離の確保
- 〇 施設内外に混雑が生じることがないように人数管理、人数制限、誘導等の 「入場整理」の徹底を働きかけ
- 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知する。
- 全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)

事業者への要請(イベントの制限)

措置内容

〇収容人数等の要請(法24条第9項)

施設の収容定員

人数上限 5000人 かつ 収容率要件 50%以内

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

○営業時間短縮の働きかけ

【時 間】5時から21時まで

飲食を伴うテナントは、5時から20時まで

施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛

- ○イベント主催者等へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)
- ○入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ

Kananana Brafantural Caranana

医療提供体制の充実・強化

■病床確保

- 中等症・軽症の病床を、フェーズ3(1,316床)から4(1,591床)に引き上げ(7/28)
- 重症病床をフェーズ3(159床)から4(199床)へ引き上げ(8/4)
- 医療機関への不急手術等の延期の要請(コロナ医療に重点化)(8/6)
- 県の臨時医療施設フルオープン

■宿泊療養施設

● 新たな宿泊療養施設(東横INN新横浜駅前新館288室)の受入開始(8/10)

■緊急時の対応強化

● かながわ緊急酸素投与センター患者受入れ開始(8/7)

措置の強化及び実効性を確保する取組(1)

- 〇20時以降の飲食店に対する見回り、働きかけの強化 職員による見回りに加え、委託事業者も活用した対応
- ○**特措法の厳正な運用** 要請に応じていただけない事業者に対する命令、罰則の適用など
- 〇協力金の迅速支給及び早期給付の周知広報による活用促進 先行交付の実施など
- ○**県立学校の部活動に関する対策の強化** 練習試合の原則禁止、活動場所を校内として自校生徒のみとするなど ※大会等の14日前以降、校長が認める練習試合は可能

措置の強化及び実効性を確保する取組②

- 〇 路上飲み対策強化(8月10日~) 委託事業を活用し、路上飲みに対する注意喚起、声掛けの実施
- テレワークの徹底強化(8月6日) 各業界団体にテレワークの徹底を改めて通知
- 〇 **海水浴場の閉鎖の働きかけ(済)** 市町と連携した海水浴場の閉鎖
- 国への働きかけ(8月9日 西村大臣との意見交換)
 - 人流抑制等の強化に向け、基本的対処方針の変更を要望
 - 抗原検査キットの活用に係る国事業の柔軟化、財政支援の強化

措置の強化及び実効性を確保する取組③

○ 緊急事態措置の強化に関する国への要請(8月13日)

1都3県知事連名で、西村大臣に対し基本的対処方針の変更、それに伴う国における 全面的な財政措置、公共交通機関の利用抑制など実効性のある人流抑制策等の要請

○ 大規模商業施設へ要請(8月11日)

大規模商業施設に対し、百貨店における感染者のうち、約5割が地下1~2階で勤務していたことなどを踏まえ、入場整理など感染防止対策の徹底を依頼

(特措法第45条第2項)

○ 国の基本的対処方針の改正を踏まえた要請(8月18日)

- 特措法第45条第2項に基づき、大規模商業施設に対し入場制限(通常営業の5割を 目安)を要請
- 特措法第24条第9項に基づき、百貨店の地下の食品売り場等に対して、上記と同様 の措置を要請

県教育委員会における今後の教育活動等について

○緊急事態宣言期間中の 児童・生徒の安全・安心と学びの保障の両立を目指した対応の強化

(1)県立学校

基本的な対応をさらに徹底

- 児童・生徒・教職員の感染者が判明した時点で、必要な対応が終了 するまで当該校は臨時休業
- 毎朝の検温等の健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある 場合は登校せず自宅で休養
- 登校が不安な生徒については欠席扱いとせずオンライン等による 学びを継続

県教育委員会における今後の教育活動等について

(1)県立学校

〈 高等学校・中等教育学校 〉

進路選択の大切な時期であることを踏まえつつ人流抑制、教室内での感染防止対策(1クラス20名)を徹底

県立高校生通学者数 8/23 約2万人 → (順次 高校が始業)→ 9/1約12万人 → 通学者数を

時差•短縮授業

4万人以下に削減

∕ 分散登校 (+ 時差•短縮

30%登校+70%自宅 (オンライン学習)

※1、2年生は週1回、 3年生は週2回登校を基本

Kanagawa Prefectural Government

県教育委員会における今後の教育活動等について

〈特別支援学校〉

「子どもの居場所」の確保を大切にして、児童・生徒の安全・安心と 学びの継続

時差•短縮授業

(2)市町村立学校

地域の実情に応じて、県立学校の対応を踏まえ、積極的に短縮授業や分散登校、オンライン学習を要請

教育現場における検査対象の拡大

令和3年8月13日付厚労省事務連絡において、必要な検査が迅速に行える柔軟な対応を依頼 期間限定の緊急事態措置の更なる強化に関する提言(令和3年8月12日)

<緊急事態措置地域において更に行うべき対策>

【検査の更なる促進】

○ 自治体は、学校、職場、保育園等において、体調が少しでも悪い場合には気軽に抗原定性検査やPCR検査を受けられるよう促すこと。検査陽性者を確認した際には、医師や健康管理者は、保健所の判断が無くても、さらに濃厚な接触の可能性のある者に検査を促すこと。

県の取組

- ●検査の更なる促進の周知徹底
 - ・必要な検査の迅速な実施に向けて、保健所設置市や教育機関等へ改めて周知
- ●検査体制の強化
 - ・県所管域では、集中検査を速やかに実施できるよう、民間の検査会社への委託 内容を拡充

Kanagawa Prefectural Government

その他、子どもの感染拡大を防ぐ取組み

○ 発熱等の症状がある場合は、通園・通学させない

発熱や咳など体調に異変が生じた場合、大人はもとより、子どもに通園・ 通学をさせず、医療機関を受診するよう、改めて啓発

〇 抗原検査キットを自宅で活用

ワクチン接種の対象年齢となっていない、園児や児童等における感染拡大を防止するため、保育園・幼稚園・小学校などに通う子どものいる、すべての家庭に自宅でできる抗原検査キットを配布

配布対象	ワクチンの接種対象とならない園児や児童等(約77万人)
配布数	約185万キット(1人あたり2キット)
配布時期	9月

前回本部会議(8/26)以降の主な取組み(1)

- ■医療提供体制等の充実強化
 - 〇 さらなる病床拡大の要請

県内約300の医療機関に対し、さらなる病床拡大、陽性患者の新規受入の開始又は看護師等の人材派遣の協力を要請(9/1)

○ 地域療養体制(宿泊療養、自宅療養)の強化

【宿泊療養】8月下旬から新たに2施設で受入れを開始し、8月中に計3施設(914室)を確保 【自宅療養】「地域療養の神奈川モデル」を小田原地域で開始(9/1~) さらに、速やかに患者へのフォローアップを開始するため、患者自身があらかじめウェブフォーム に症状等を入力する方式を導入(9/8~)

○ 重症化防止に向けた新たな取組

【早期薬剤投与】県内全医療機関に対し、有症状者への早期薬剤処方指針を通知(8/20) 【カクテル療法】 県立がんセンターをカクテル療法拠点病院に設定(8/26から治療開始)

- 〇 ワクチン接種の加速化
 - ■福祉施設等従事者向け接種の対象に、妊婦及び同居家族を追加(8/31)
 - ■アストラゼネカ社ワクチンの接種を開始し(8/30)、さらに対象者を拡大(9/8)

前回本部会議(8/26)以降の主な取組み②

〇 特措法の厳正な運用と路上飲み対策の継続

引き続き、要請に応じていただけない事業者に対する命令、罰則の適用を進めるとともに、委託事業者も活用した路上飲み対策に取り組む。

- ■宣言発出後、201店舗に命令に向けた弁明通知書を送付、現在66店舗に命令
- ■路上飲みしていた約1350名に注意喚起

○ 大規模商業施設へのヒアリング実施による実効性の確保

大規模商業施設が実施する混雑緩和のための入場整理など感染防止対策の取組みについて、15事業者(約620店舗)を対象にヒアリングを行い、各施設における対策の実施状況を把握するとともに、引き続きの県の要請内容の実施を依頼する。

【参考】大規模商業施設の主な取組み

- ■Googleマップによる現在の店舗の混雑状況の表示 ■CO2濃度を基準とした入場規制の実施
- ■従業員のマスク飲食の徹底と経営層による巡回
 ■ネットスーパーの推奨、かご自動洗浄機の導入

飲食店等に対する協力金(第14弾延長分)について

		緊急事態宣言措置区域(県内全域)				
		酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等	酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等			
		※ 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の	※ 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業			
		許可を受けた飲食店等	の許可を受けた飲食店等			
協力金の交付	対象施設	※ 利用者による酒類の店内持込みを認めている 				
		飲食店を含む				
		※ 酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による				
		酒類の店内持込みを含む。)を取り止める場合				
		を除く				
協力金の	営業時間	終日休業	営業時間は5時から20時まで			
交付要件	その他の		○感染防止対策取組書の掲示			
(9/13~9/30 の18日間)	交付要件	_	○マスク飲食の推奨			
想定対象の	1=全击米6	ψh.40.00	201-6#			
活足列外	白 研 女	約40,000店舗				
		<中小企業> 売上高方式				
協力金の算	定方法	前(々)年の売上高×0.4(下限4万円/日、上限10万円/日)				
13375 222 373		<大企業> 売上高減少額方式(中小企業も選択可)				
		前(々)年からの売上高減少額×0.4(下限なし、上限20万円/日)				
		第5弾~第10弾のいずれかの交付を受けている事業者を対象に先行交付を実施				
先行交付		申請受付期間:9月13日(月)~17日(金)				
		1店舗あたり交付額:60万円(4万円×15日間)				

予算額 414億7,200万円+事務費4,500万円=415億1,700万円

大規模施設等に対する協力金(第5弾延長分)について

9/13から9/30までの18日間において、緊急事態措置区域である県内全域で、 時短・休業要請に応じた大規模施設等に対して協力金を交付する。

<時短要請>

	大規模施設	テナント等
交付対象	人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく時短要請を行った 1,000m超の施設 例)百貨店等大規模小売店、映画館等	大規模施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を 対象に飲食業以外の事業を営む事業所等
協力金(日額)	ア 自己利用部分 「時短営業した面積1,000㎡毎に20万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」 イ テナント等把握管理分(10店舗以上の場合) 「時短営業したテナント数×2千円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」	ア テナント・出店者への協力金 「時短営業した面積100m毎に2万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」 イ 映画館への加算分 「常設スクリーン数×2万円/日」 × 「時短で上映できなくなった回数/本来の上映回数」

<休業要請>

	飲食業の許可を受けていないカラオケ店			
交付対象	特措法第45条第2項に基づく休業要請を行った1,000㎡超のカラオケ店	特措法第45条第2項に基づく休業要請を行った1,000㎡以下のカラオケ店		
協力金				
(日額)	休業した面積1,000m毎に20万円/日 	2万円/日		

Kanagawa Prefectural Government

予算額 18億6,309万円+事務費3,726万円=19億35万円